

令和2年7月7日

小・中学校校庭使用団体の皆様へ

青梅市経済スポーツ部
スポーツ推進課長

校庭の使用再開について（通知）

標記の件につきまして、市内小・中学校における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学校施設開放事業を中止しておりましたが、このたび校庭開放を再開いたします。

なお、屋内施設につきましては、開放日が決まり次第、市ホームページに掲載いたします。

施設を使用の際は、厚生労働省発表の「新しい生活様式」の実践例や別紙「青梅市立学校体育施設使用ガイドライン」を御確認のうえ、各団体が感染拡大防止に努めてください。

また、児童・生徒の安全を守るため、使用後の消毒作業および名簿作成を行っていただきますので、下記の事項を団体内で共有いただき、厳守してください。消毒作業が不十分、または行われなかった場合、使用許可の取り消しや使用中止等の厳しい対応をとることもございます。

御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 使用再開日

令和2年7月18日（土）※校庭使用のみ

2 使用後の消毒作業について

活動終了後、該当箇所の消毒作業を行ってください。消毒の際は、スプレー容器内消毒液を使用し、ペーパータオルで拭き取ってください。消毒液、ペーパータオルは御用意いたしますので、使用日までに各学校に置き場を御確認のうえ、お使いください。スプレー容器内の消毒液がなくなりましたら、専用希釈ボトルを使用し、補充してください。なお、作業後のゴミの持ち帰りは各団体となりますので、ビニール袋等をお持ちください。また、安全のため、消毒作業は大人の方が行ってください。

消毒該当箇所

- ・ 門扉 ・ 学校開放用倉庫 ・ 使用した蛇口 ・ 校庭整備器具
- ・ トイレを使用した際…スイッチ、ドアノブ、レバー、ペーパーホルダー、便座
- ・ その他児童・生徒が触れる箇所

3 名簿の作成について

使用日毎に施設使用者を記録し、2週間は保管してください。万が一、施設使用日から2週間以内に感染者が出た場合、使用学校、スポーツ推進課に連絡をお願いいたします。その際、名簿を提出いただく場合がございます。

4 問い合わせ先

経済スポーツ部スポーツ推進課スポーツ推進係 中村・高松
電話番号 22-1111 (内線2339)

以上

青梅市立学校体育施設 使用ガイドライン

学校体育施設（校庭・体育館等）の使用において、以下の事項を厳守してください。
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご理解・ご協力をお願いいたします。

【施設使用ガイドライン】

- ・来校前に検温し、体温を確認してください。
- ・体調不良（発熱、咳、風邪の症状等）の方は、使用をご遠慮ください。
- ・運動時以外はマスクを着用してください。
- ・周囲との距離をあける、換気する等、三密（密集、密接、密閉）を避けてください。
- ・手指の消毒、手洗いをこまめに行ってください。
- ・清掃時のゴミは、持ち帰りをお願いいたします。
- ・各団体、活動内容を工夫し、感染拡大防止に努めてください。
- ・活動終了後の消毒は必ず行ってください。
- ・その他、学校から指示がある場合は従ってください。

- ・使用日毎に施設使用者を記録し、2週間は保管してください。

万が一、施設使用日から2週間以内に感染者が出た場合、使用学校、スポーツ推進課に連絡をお願いいたします。その際、名簿を提出いただく場合がございます。

【消毒ガイドライン】

- ・消毒の際、スプレー容器内の液を使用し、ペーパータオルで拭いてください。
- ・消毒液、ペーパータオルは用意していますので、使用日までに各学校に置き場を確認のうえ、お使いください。
- ・作業後のゴミの持ち帰りは各団体となりますので、ビニール袋等をお持ちください。
- ・消毒作業は大人の方が行ってください。
- ・安全のため、作業を行う前に容器に記載された「使用上の注意」をお読みください。
- ・ペーパータオルがなくなりそうな際、もしくは消毒液のパックがなくなった際は、スポーツ推進課にご連絡をお願いいたします。

（裏面に続く）

【消毒液補充ガイドライン】

- ・スプレー容器内の消毒液がなくなった場合、専用希釈ボトルから補充してください。
- ・専用希釈ボトル内に消毒液がない場合は、原液を水道水で希釈し作ってください。
- ・新たに希釈する場合は、専用希釈ボトルを水洗いしてから使ってください。
- ・作り方は希釈専用ボトルに記載されていますので、手順通りに行ってください。
- ・原液の袋がなくなった際は、スポーツ推進課にご連絡ください。

【消毒該当箇所】

- ・門扉 ・各種スイッチ ・倉庫 ・蛇口 ・校庭整備用具 ・体育館掃除用具
- ・ネット、ボール等共有備品 ・手すり
- ・トイレを使用した際…スイッチ、ドアノブ、レバー、ペーパーホルダー、便座
- ・その他児童・生徒が触れる箇所・用具

青梅市経済スポーツ部スポーツ推進課